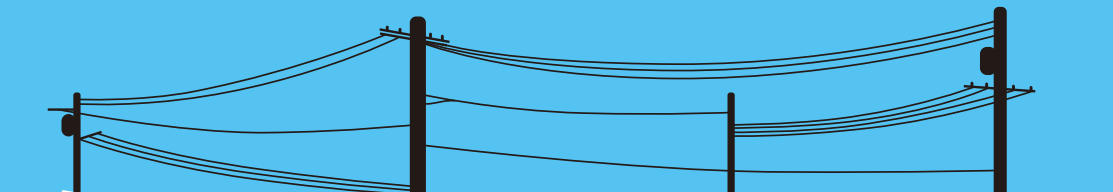
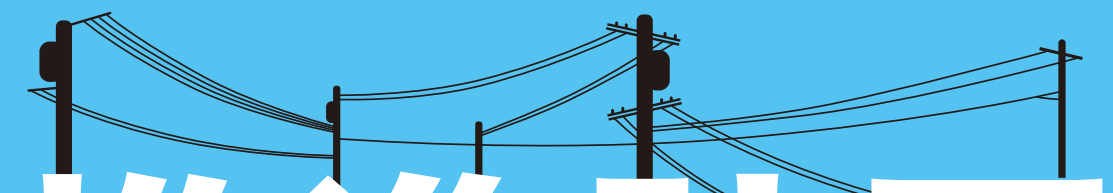


鎌倉市



無電柱化



推進計画

美しい景観と

スムーズに進める道と

災害に強いまちをつくる

目 次

1.	はじめに	
(1)	計画の背景	1
(2)	計画の目的	2
(3)	計画の位置づけ	2
2.	無電柱化の推進に関する基本的な方針	
(1)	鎌倉市における無電柱化の現状	3
(2)	鎌倉市の無電柱化の取組み姿勢と方針	3
(3)	無電柱化の対象路線等	4-8
3.	無電柱化の推進に関する目標	
(1)	無電柱化事業の手法	9-10
(2)	無電柱化事業の課題	11
(3)	計画の期間	12
(4)	計画における目標	12
4.	無電柱化の推進に関する取組み等	
(1)	総合的かつ計画的に講ずべき施策	13
(2)	施策を迅速に推進するために必要な事項	13-14

本計画は、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）が目指すゴールのうち、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」を中心として理念を共有しています。



1. はじめに

1. はじめに

本計画は、鎌倉市における無電柱化の推進に関する基本的な方針を定めるとともに、無電柱化の候補となる対象路線を選定するものです。

(1) 計画の背景

道路上の電柱や電線は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子使用者の通行の妨げとなります。また、地震時には、倒壊した電柱が緊急車両等の通行を阻害するリスクがあることに加え、長期停電のリスクもあり、こうした状況に鑑み、無電柱化※の必要性が増しています。

このため、良好な都市景観の形成に加え、安全かつ円滑な通行の確保、都市防災機能の向上のため、無電柱化の推進は必要な取組みです。(図1 参照)

平成28年(2016年)に国は、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)」を制定し、平成30年(2018年)に無電柱化法に基づく「無電柱化推進計画(以下「国計画」という。)」を策定しました(令和3年(2021年)5月改定)。

また、神奈川県では令和元年(2019年)に「神奈川県無電柱化推進計画(以下「県計画」という。)」を策定しています(令和4年(2022年)3月改定)。

防 災

電柱の倒壊による道路閉塞により救助活動、物資運搬が停滞する。長期停電等の恐れもあります。



安全・円滑な交通

電柱が歩行者や車いす利用者の通行の妨げとなります。



景 観

電柱や電線により良好な景観を阻害しています。



図1 無電柱化の必要性

※ 無電柱化：無電柱化法第1条(目的)「電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去すること」をいう。

1. はじめに

(2) 計画の目的

本計画は、無電柱化法に基づき、本市の無電柱化の基本的な方針、目標、取組みを定め、市道の無電柱化を計画的に推進するために、無電柱化対象路線を選定することを目的とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、無電柱化法第8条第2項※に基づき、国計画や県計画を基本として定める計画です。また、都市マスタープランをはじめ、各部門別施設の計画と整合等を図ります。

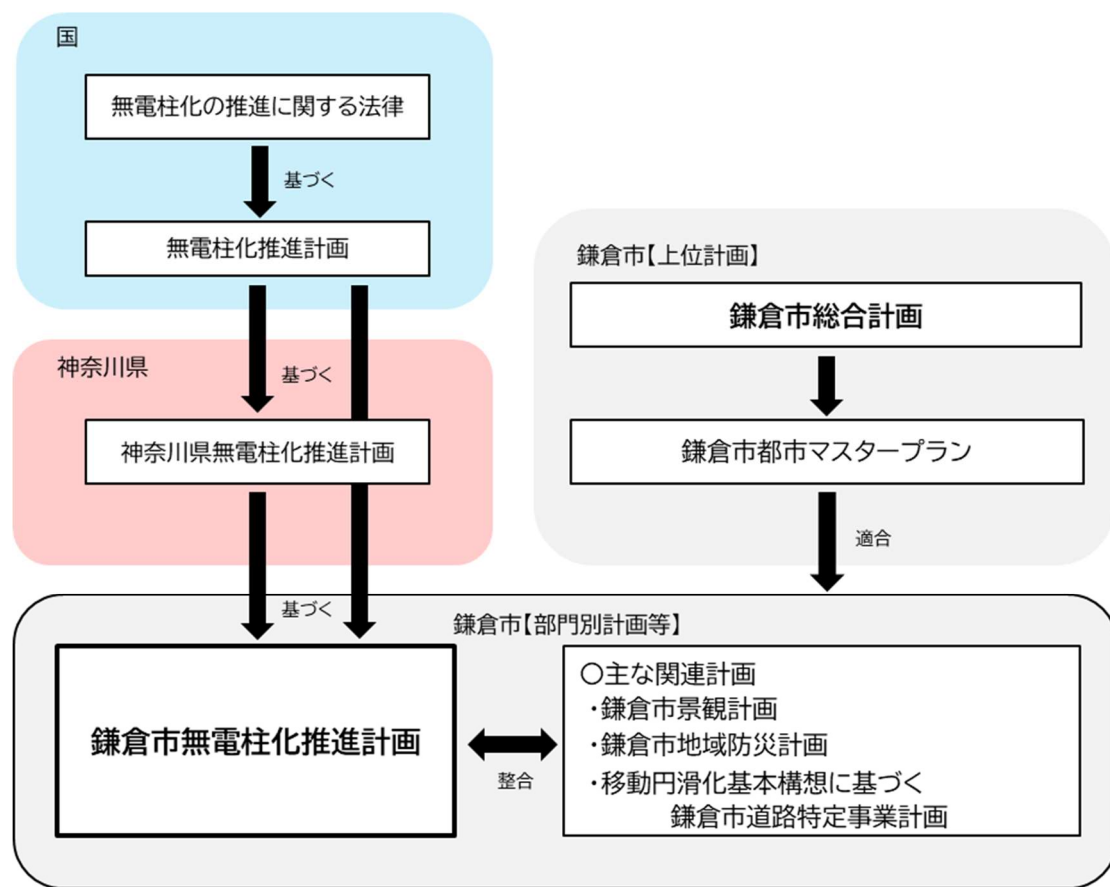


図2 鎌倉市無電柱化推進計画の位置づけ

※ 無電柱化法第8条第2項

条項抜粋「市町村（特別区含む。以下この条において同じ。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。」

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 鎌倉市内における無電柱化の現状

本市における無電柱化は、鎌倉市無電柱化予定路線※（以下「旧予定路線」という。）において、市民、関係者の協力を得ながら、市道 059-045 号線（芸術館通り）の一部、市道 032-000 号線（小町通り）の整備を行いました。この結果、令和 6 年(2024 年)11 月末現在、市道の無電柱化が完了した区間は約 1.1 kmとなっています。

また、県道は、県道 21 号（横浜鎌倉：若宮大路）など完了した区間は約 3.9 kmとなっています。

(2) 鎌倉市の無電柱化の取組み姿勢と方針

これまでの無電柱化の取組みは、旧予定路線について市民と関係者の理解、協力を得て無電柱化を推進しました。

これからの無電柱化の推進の取組みは、無電柱化法第 2 条「無電柱化の推進は、地域住民の意向をふまえつつ、地域住民が誇りと愛着をもつことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。」の理念のもと、旧路線に加え「防災」、「安全円滑な交通確保」、「景観形成」等の観点から市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化を推進します。

無電柱化事業は、事業期間が長く、財政面での負担が大きいことから、限られた財源で効率的な整備が行えるように、関連計画を踏まえて対象路線を選定し、事業化を目指します。

※ 鎌倉市無電柱化予定路線（旧予定路線）：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）に基づく特定経路である市道059-009号線（松竹通り）や再開発事業との同時施工を見据えた市道059-013号線（大船仲通り）など計 7 路線を鎌倉市無電柱化予定路線として位置づけている。

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(3) 無電柱化の対象路線

無電柱化を推進する路線は、以下の観点を総合的に勘案して選定することを基本とし、表1のとおり選定しました。

観点① 防災

緊急輸送道路※、災害時に医療救護活動の中心となる拠点病院周辺等。

観点② 安全・円滑な通行確保

高齢者、障害者などが利用する施設があり、移動円滑化基本構想で定めた重点整備地区内の特定経路。

観点③ 景観形成

良好な景観を形成する地区として市町村の景観計画等で定められた地区、駅前商店街の目抜き通りや主要な観光ルート。

観点④ 道路事業等に合わせた無電柱化

道路事業や市街地再開発事業その他これらに類する事業が実施される際に電線管理者や事業施行者により無電柱化を推進する事業区域。

観点⑤ その他

無電柱化することにより地域の魅力アップにつながり、無電柱化推進に対する市民理解の醸成を図ることができる路線。

※ 緊急輸送道路：地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に
行うため、道路管理者が事前に指定する路線。

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

表1 鎌倉市無電柱化対象路線一覧

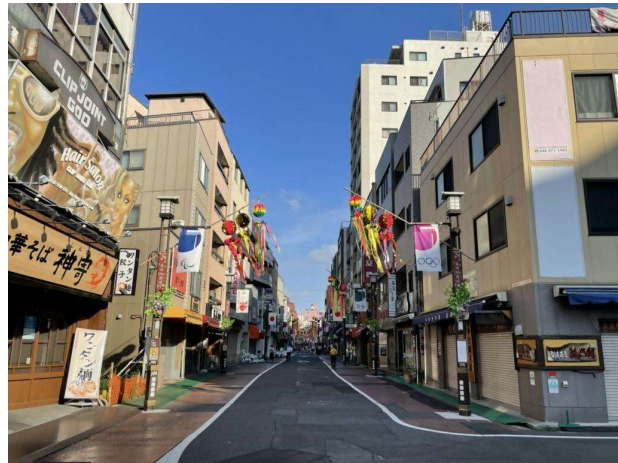
No	路線名	区間延長 (m)	該当する観点	備考
①	市道008-000号線	500	①②③	
②	市道027-000号線 (市役所前通り)	360	①②③⑤ /旧予定路線	
③	市道032-000・205-091号線 (小町通り)	600	②③⑤/旧予定路線	施工済
④	市道205-091号線	200	②③⑤/旧予定路線	
⑤	市道212-023号線 (御成通り)	330	②③⑤	
⑥	市道049-000号線 (明月院通り)	250	③	
⑦	市道205-075号線	350	③	
⑧	市道044-000号線	700	③	
⑨	市道202-110号線	490	③	
⑩	市道055-000号線	340	②③	
⑪	市道054-000号線	770	①③	
⑫	市道059-005・059-009号線 (松竹通り)	510	②③④⑤ /旧予定路線	一部再開発区域
⑬	市道059-013号線 (大船仲通り)	220	②③④⑤ /旧予定路線	再開発区域
⑭	市道059-019号線	190	③④⑤/旧予定路線	再開発区域
⑮	市道059-045号線	500	②③⑤	施工済
⑯	市道059-045号線	40	②③④⑤ /旧予定路線	再開発区域
⑰	県道203号 (大船停車場矢部)	210	②③④⑤ /旧予定路線	再開発区域

【参考：神奈川県無電柱化推進計画に記載の鎌倉市内の路線】

路線名		区間延長 (m)	備考
県道23号	(原宿六ツ浦)	530	
県道301号	(大船停車場)	580	
県道301号	(大船停車場)	730	
県道304号	(腰越大船)	600	区画整理事業
県道301号	(大船停車場)	280	施工済
県道21号	(横浜鎌倉)	3652	施工済

【コラム 他自治体の事例集】

○巢鴨地蔵通り（出典：豊島区 WEB サイト）



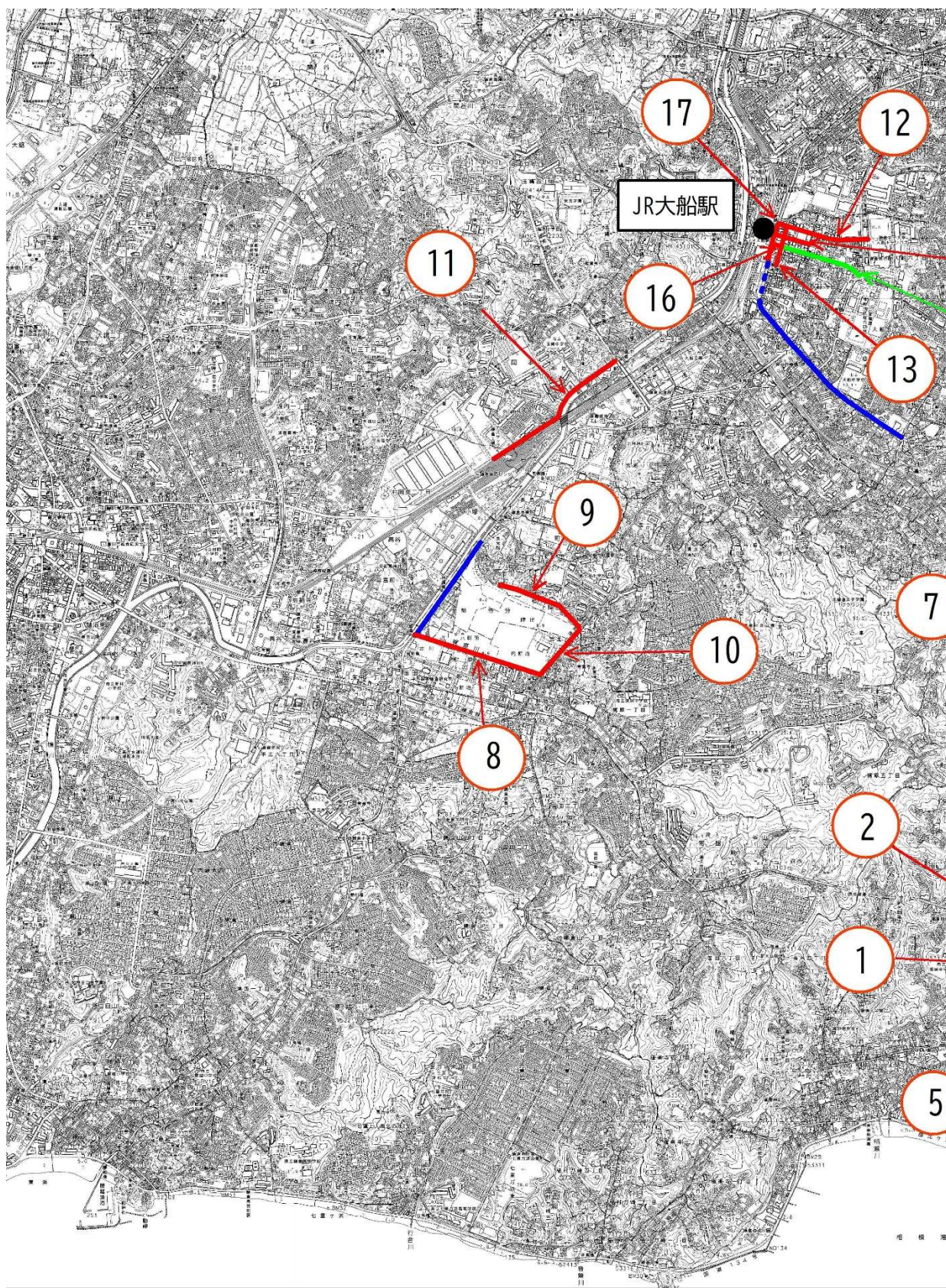
○逗子市（出典：NTTInfraNet WEB サイト）



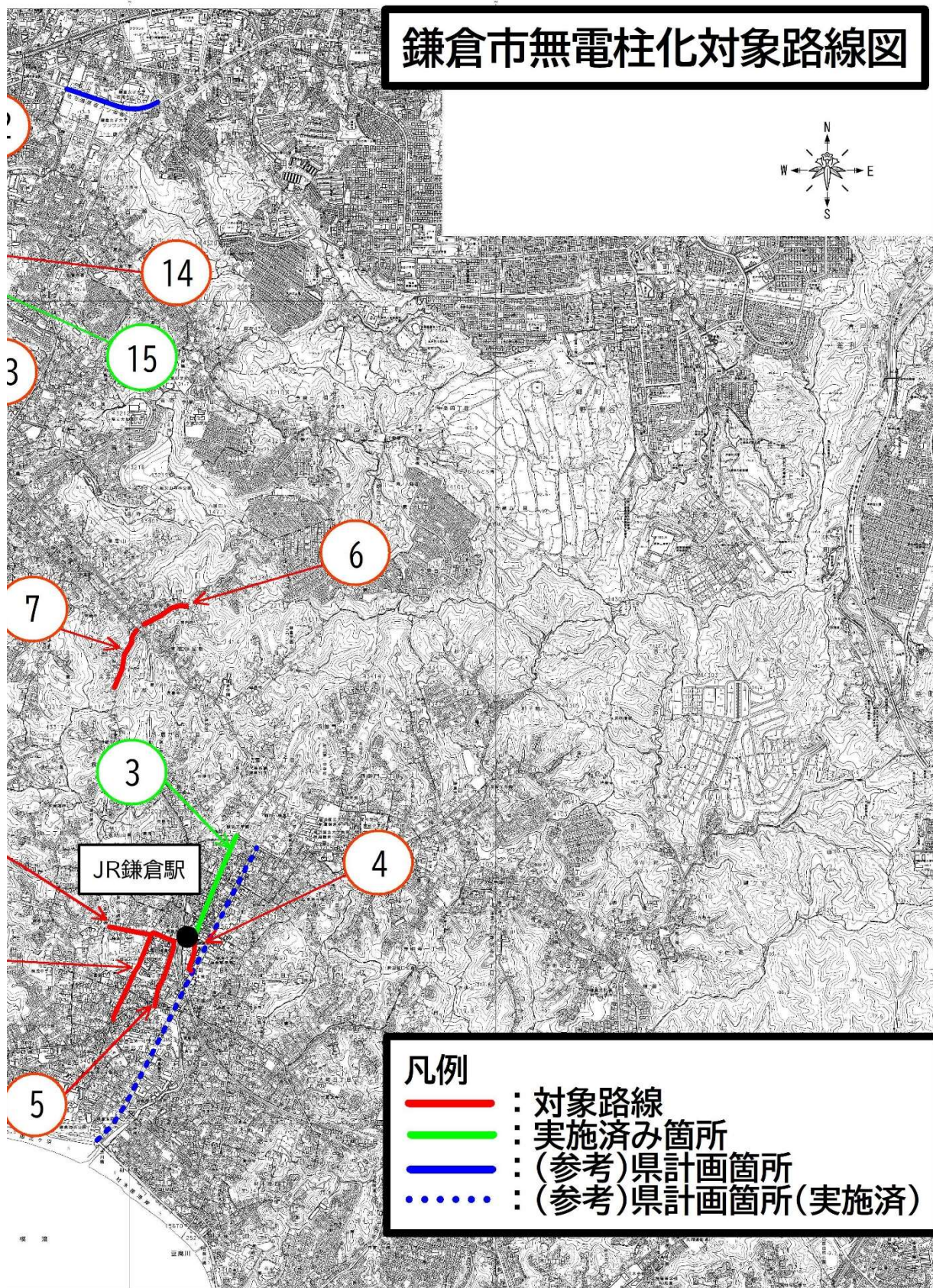
○新潟市（出典：新潟市 WEB サイト）



2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針



鎌倉市無電柱化対象路線図



3. 無電柱化の推進に関する目標

(1) 無電柱化の手法

無電柱化の手法は下図のとおり「地中化構造」と「非地中化構造」に大別されます。事業手法は、地域住民、電線管理者等との調整を踏まえ決定します。



図3 無電柱化の手法※1

ア 地中化構造

・電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式。

地上機器（トランス等）を設置しても有効幅員が2.0m以上確保できる歩道で整備するいわゆる従来方式の他、歩道が狭く地上機器を設置できない場合に、機器を街路灯の柱の上に設置するソフト地中化方式があります。

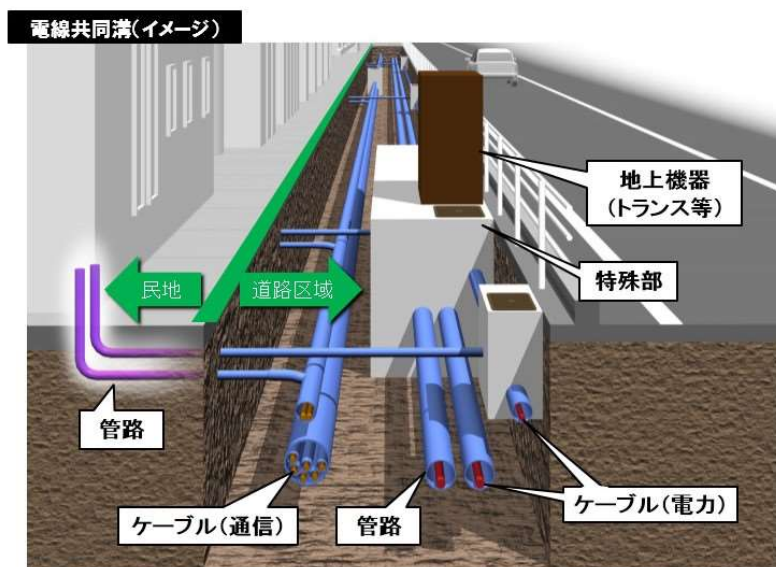


図4 電線共同溝イメージ図※2

※1 出典：無電柱化のコスト縮減の手引き（国土交通省道路局環境安全・防災課R6.3）

※2 出典：国土交通省WEBサイト（無電柱化の手法）

3. 無電柱化の推進に関する目標

- ・電線共同溝方式以外の方式

電線管理者による「単独地中化方式」や、管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する「自治体管路方式」及び要請者が負担する「要請者負担方式」があります。

イ 非地中化構造

- ・屋側配線（旧：軒下配線）

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法。

- ・迂回配線（旧：裏配線）

無電柱化したい主要通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引込みを裏通りから行き主要な通りを無電柱化する手法。

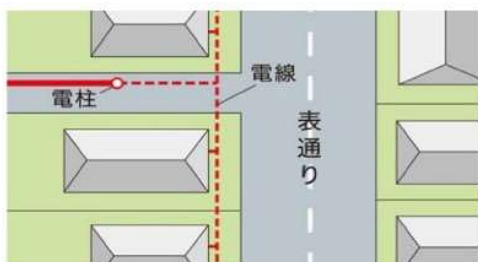


図5 屋側配線イメージ図※1

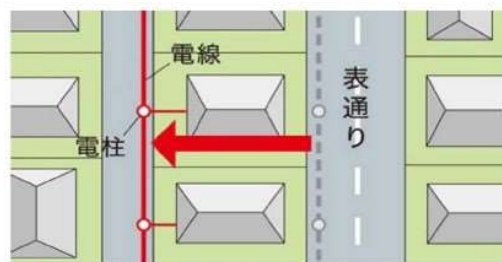


図6 迂回配線イメージ図※2

※1,2 出典：無電柱化のコスト縮減の手引き（国土交通省道路局環境安全・防災課R6.3）

3. 無電柱化の推進に関する目標

(2) 無電柱化事業の課題

ア 無電柱化に要する費用・期間

無電柱化事業の主な整備方式となっている電線共同溝の整備では、1kmあたり約5.3億円と多額の費用が掛かることや（国土交通省試算）、すでに水道やガス埋設されている地下空間に新たに管路を敷設するため、設計段階から電線事業者だけでなく、占有企業者や沿道にお住まいの方々との調整、支障となる埋設物の移設など段階を踏む必要があります。このため、一般的に完成まで7年から10年程度の長い期間を要するなどが課題です。

※小町通りにおける無電柱化に要した期間は、平成17年度(2005年度)の試掘から平成25年度(2013年度)の路面復旧工事まで9か年を要した。

表2 電線共同溝方式に要する費用試算※1

区 分	工 種	費 用	備 考
電線共同溝本体	管路部敷設工	約 0.9 億円/km	
	特殊部敷設工	約 1.0 億円/km	
	その他	約 1.6 億円/km	設計、土工、舗装、支障移転、引込管等
	小 計	約 3.5 億円/km	
地上機器・電線等	電力部分	約 1.6 億円/km	
	通信部分	約 0.2 億円/km	
	小 計	約 1.8 億円/km	
	合 計	約 5.3 億円/km	

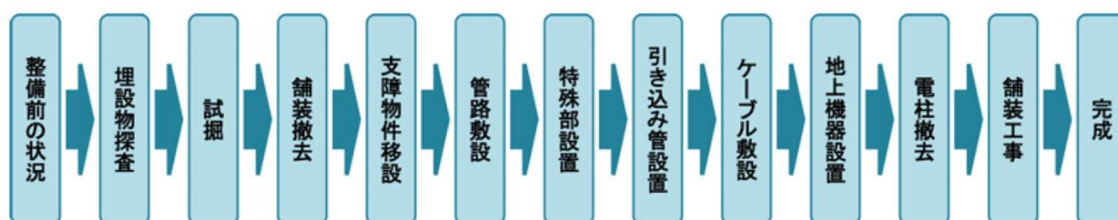


図7 電線共同溝方式の工程※2

※1 出典：開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン【Ver.1.0】（国土交通省都市局都市計画課R5.5）

注：既成市街地における既設電柱の埋設を想定して、一定の条件のもとで積算された過程の数字であるため
実際の費用は変化する場合がある。なお、道路の片側に敷設する場合の単価である。

※2 出典：国土交通省WEBサイト（電線共同溝整備の手法）

3. 無電柱化の推進に関する目標

イ 無電柱化に必要な空間の確保

歩道幅員が狭い道路や歩道のない道路では、道路内に地上機器（トランス等）を設置する場所の確保が困難なため、道路に隣接する公共用地や民地に確保する必要があります。また、道路の地下空間においても、既存の地下埋設物の状況によっては、電線類を収納するスペースの確保が困難となるなどが課題です。同時に、創出した歩行空間の安全確保も必要です。

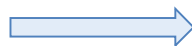
（3）計画の期間

計画期間は、令和6年(2024年)11月から令和16年度(2034年度)末までの約10年間とし、まずは対象路線における無電柱化手法の検討を行うこととします。

（4）計画の目標

計画期間内に、地上機器等施設設置個所の確保、埋設物状況把握、地中化等構造の選定及び地域からの要望有無などを総合的に勘案した検討を行うとともに、この検討を踏まえ地域の合意、国・県・市町村・交通管理者および電線管理者からなる神奈川県無電柱化地方協議会の上の了承が得られた路線について、事業化を目指します。なお、社会情勢の変化等を考慮し必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

表3 鎌倉市無電柱化推進計画の期間

	令和6年度 2024	令和10年度 2028	令和16年度 2034	時期未定
鎌倉市無電柱化推進計画	事業化路線の検討			
	合意形成			
	事業化			
	改定			

※3 事業化：次期総合計画等への搭載及び予算化。

4. 無電柱化の推進に関する取組み等

無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策、同施策を迅速に推進するために必要な事項は以下のとおりです。

(1) 総合的かつ計画的に講ずべき施策

ア 占用制限制度の適切な運用

国が道路法第 37 条に基づく新設電柱の占用を制限する措置について、緊急輸送道路における新たな電柱の占用制限を規定していることを踏まえ、本市管理の緊急輸送道路における占用制限を検討します。

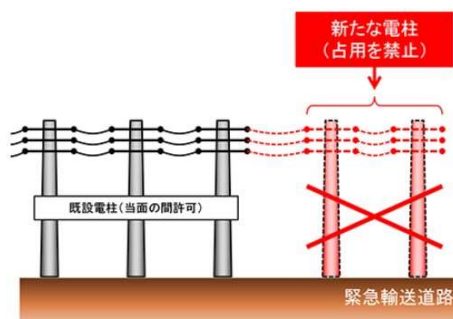


図8 新設電柱の占用禁止措置イメージ※

イ 埋設基準の緩和

道路の地下に埋設する電線、電気事業等の管路埋設深さを従来に比べ浅くするため、電線等の埋設に関する基準の緩和を検討します。

ウ 鎌倉市無電柱化条例の制定

無電柱化に関する制限等について定める条例の制定を目指します。

(2) 施策を迅速に推進するために必要な事項

ア 低コスト手法の導入

国土交通省が策定した「無電柱化のコスト縮減の手引き」や先進事例を参考に低コスト手法の導入を検討します。

イ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化の推進にあたり、新たな開発事業や、道路の新設や整備と併せて無電柱化を要請するため、関係機関と調整を図ります。

※ 出典：国土交通省WEBサイト（無電柱化推進のための新たな取組み）

4. 無電柱化の推進に関する取組み等

ウ 関係機関との連携強化

道路管理者や電線管理者が相互に連携し協力するとともに、地元の理解と協力を得ながら推進します。

また、神奈川県無電柱化地方協議会を通じ事業実施箇所の調整等、推進に関する調整を行います。

エ 無電柱化に関する情報収集

国等が開催する技術検討会等において、多様な整備手法、低コスト手法の検討や事例報告が実施されているため、それらの情報収集に努めるとともに実用化について検討を進めます。また、国が実施する無電柱化に関する支援制度を活用します。

オ 民地等の活用

道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て検討します。

カ 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」（毎年11月10日）を活かした広報、啓発活動を行います。

キ 本計画以外の路線の無電柱化

無電柱化を推進する道路については、本計画以外の路線についても無電柱化を見据えることとします。路線の見直し時期は、本計画の対象路線の無電柱化の達成後を基本とするが、社会情勢の変化等により必要と判断した場合に必要な応じて見直すこととします。

なお、新たな路線選定は、関係機関からの意見を踏まえ行います。

鎌倉市無電柱化推進計画

作 成 年 月：令和6年（2024年）11月

問 合 せ 先：鎌倉市都市整備部道路課
〒248-8686

鎌倉市御成町 18-10

TEL：0467-23-3000/FAX：0467-22-3380

鎌倉市

無電柱化

推進計画

「あれ、電線がない、、」

安心してください、埋めてますよ。